

熊本市歴史まちづくり協議会運営要綱

制定 平成30年 7月10日市長決裁

改正 平成31年 3月29日開発景観課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市歴史まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条に規定する歴史的風致維持向上計画の策定、変更及び推進に関し必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 協議会は、15名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、副会長が会議の議長となる。

3 会議は、委員総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、会議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の代理出席等)

第8条 やむを得ない特別な事情がある場合は、第3条第2項第2号に該当する委員は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について協議を行うとき又は委員の発議により出席する委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(議事録)

第10条 議長は、会議について議事録を作成するものとする。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 配布資料
- (5) 議題及び議事の経過
- (6) その他必要と認める事項

3 議事録は、次の各号に掲げる事項を除き、公開するものとする。

- (1) 協議会が公開すべきでないと認める事項
 - (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると議長が認める事項
- (庶務)

第11条 協議会の庶務は、都市建設局都市政策部都市整備景観課、経済観光局文化・スポーツ交流部文化振興課において行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。